平成２３年（フ）第１７０７号
札幌市北区北25条西15丁目４番27号　ツカケンビル202号、住民票上の住所釧路市白樺台２丁目７番10号
破産者　石田　清志
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００１号
埼玉県坂戸市花影町３番15号
破産者　柳田　正人
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１００２号
埼玉県坂戸市花影町３番15号
破産者　柳田美枝子
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３３０号
埼玉県狭山市入間川1411番地の２
破産者　内田富士夫
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３７７号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木５丁目10番地２　ブルックパレスＣ棟202号室
破産者　清水由紀子
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３８７号
埼玉県狭山市大字水野1314番地の２　フォーブル狭山202
破産者　川村　寛子（旧姓林）
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４０１号
沖縄県名護市大北４丁目16番21号、前住所埼玉県所沢市中新井５丁目１番１―502号
破産者　山川　義光
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４４１号
埼玉県入間市宮前町12番10号オレゴンハイツＢ101
破産者　深野　明宏
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４５５号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1478番地14
破産者　村越　光男
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１１号
埼玉県所沢市金山町８番９―406号リーデンススクエア所沢
破産者　寺澤　幸恵
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２７４号
相模原市緑区下九沢2130番地１　橋本パークホームズ202号
破産者　齋藤　康敏
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１４２号
静岡市葵区北1721番地の３
破産者　村瀬萬再己
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８０号
静岡県焼津市八楠４丁目23番地の９
破産者　村野　武夫
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８１号
静岡県焼津市八楠４丁目23番地の９
破産者　村野　節子
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８００号
愛知県常滑市字菅場６番地の４
破産者　園川マイカーセンターこと　園川　岩治
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８０１号
愛知県常滑市字菅場６番地の４
破産者　園川　敦子
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８４号
愛知県あま市上萱津銭神88番地14
破産者　鈴木　春子
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８５４号
愛知県半田市瑞穂町９丁目15番地の12　レオパレスみずほⅡ103号
破産者　金井　正幸
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９０５号
名古屋市西区比良３丁目70番地　コンセール比良502号
破産者　笠本　広幸
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部